

平成27年7月31日

各位

経営者保証に関するガイドライン研究会

経営者保証に関するガイドラインのQ&Aの一部改定について
(経営者保証に関するガイドライン研究会)

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、平成26年2月1日から適用を開始しておりますが、今般、同ガイドラインの趣旨の一層の明確化を図ることにより、ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、「経営者保証に関するガイドライン」Q&A(以下「Q&A」という。)の一部を資料2のとおり改定することといたしましたので、公表いたします。

Q&Aの改定内容の概要は、下記のとおりです。

なお、一部改定後のQ&Aは、資料3のとおりです。

記

【Q&Aの改定内容の概要】

1. 保証の履行請求額を確定する「一定の基準日」の例示

(1) 概要

ガイドライン5.(2)イ)において、「保証債務の履行請求額は、期限の利益を喪失した日等の一定の基準日における保証人の資産の範囲内」とすることを保証契約に規定することとされているが、保証人が保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点を基準日とする旨を保証契約に明記しておくことが考えられる旨をQ&Aに追記。

(2) Q&Aの改定内容

A. 5-4を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

2. 相対で行う広義の私的整理の規定振りの修正

(1) 概要

Q. 7-2では、「保証人と対象債権者が相対で行う広義の私的整理」が、ガイドライン7(1)ロ)に規定する「利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続(準則型私的整理手続)」に該当するか確認しているが、「主たる債務者と対象債権者が相対で行う広義の私的整理」が準則型私的整理手続に該当するか確認するQ&Aとするのが妥当であり、規定振りを修正。(なお、保証人が、

合理的理由に基づき、支援専門家等の第三者の斡旋による当事者間の協議等に基づき、保証債務の免除を受けることが可能であることは、従来から当Q 7-2において明確化しており、当該箇所について変更を行うものではない。）

(2) Q & Aの改定内容

Q. 7-2を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

3. 免責不許可事由が生じるおそれがないことの確認方法

(1) 概要

ガイドライン7.(1)ニ)において、ガイドラインに基づく整理の対象となり得る保証人の条件として、保証人に「免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」が規定されているが、免責不許可事由が生じるおそれがないことの確認方法として、必要に応じて保証人の表明保証により確認することを例示。

(2) Q & Aの改定内容

Q. 7-4-2を資料2の新旧対照表のとおり新設する。

4. 主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合と、保証債務のみを整理する場合の支援専門家の役割についての表現振りの整理

(1) 概要

Q. 7-6において、保証債務のみを整理する場合の支援専門家の役割として、「弁済計画の策定支援」を規定しているが、主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合の支援専門家の役割としては明示していない。事案により異なるものの、一体整理を図る場合においても支援専門家が「弁済計画の策定支援」を行うケースがあることから、表現振りを修正する。

(2) Q & Aの改定内容

A. 7-6を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

5. 一時停止等の要請後に保証人が資産の処分や新たな債務の負担を行った場合の対象債権者の対応

(1) 概要

一時停止等の要請後に保証人が資産の処分や新たな債務の負担を行った場合の対象債権者の対応について、Q. 7-12の表現振りをより分かりやすく修正するとともに、「保証人に対し説明を求めたうえで、

当該資産の処分代金を弁済原資に含めることを求めること」を例として追加。

(2) Q & Aの改定内容

A. 7-12 を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

6. 目安を超える資産を残存資産とすることについて

(1) 概要

Q. 7-14 において、残存資産の目安を示しているが、当事者間の合意に基づき、個別の事情を勘案し、回収見込額を上限として、当該目安を超える資産を残存資産とすることも差し支えない旨を明確化。

(2) Q & Aの改定内容

A. 7-14 を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

7. 経営者と第三者保証人との間での残存資産の配分調整

(1) 概要

Q 7-18 において、個別事情を考慮して経営者と第三者保証人との間で残存資産の配分調整を行うことが可能である旨規定されているが、第三者保証人により多くの残存資産を残すことも考えられる旨を追記。

(2) Q & Aの改定内容

A. 7-18 を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

8. 保証人の過失により、保証人が表明保証を行った資力の状況が、事実と異なることが判明した場合

(1) 概要

保証人の過失により、表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合、当事者の合意により、当該資産を追加的に弁済することにより、免除の効果は失効しない取扱いとすることも可能なこと、また、そのような取扱いとすることについて保証人と対象債権者が合意し、書面で契約しておくことも考えられる旨を追記。

(2) Q & Aの改定内容

A. 7-31 を資料2の新旧対照表のとおり改定する。

以 上